

公益社団法人日本看護協会 協会長表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）定款第3条に定める本会の目的達成に著しい功績があった者の表彰について必要な事項を定める。

(表彰時期)

第2条 表彰は、毎年開催される通常総会において定期的に行う。

(被表彰者)

第3条 表彰は、表彰の時点において会員であり、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 通算20年以上会員で、本会又は都道府県看護協会（以下「県協会」という。定款変更以前の本会支部を含む）の役員、委員として協会活動に貢献した者
- (2) 看護業務に特に顕著な功績があったと認められる者

(推薦)

第4条 前条各号の一に該当する者がいるときは、表彰候補者の所属する県協会会長又は本会会長が推薦する。

2 表彰候補者の推薦は、別紙「公益社団法人日本看護協会長表彰候補者調書」によるものとする。

(人数)

第5条 推薦者数については、10月末日の会費納入者数を基に別紙1によるものとする。

(決定)

第6条 被表彰者の決定は、理事会の決議による。

(旅費等の計算)

第7条 本会は、被表彰者が表彰式に出席するにあたり、旅費規程に定める旅費（宿泊料は除く。）の半額相当又は車代を支給することができる。

2 前項に規定する旅費の計算は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属する都道府県看護協会を起点とし、公共交通機関を利用し最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。
 - (2) 出発地（各都道府県看護協会）から総会会場まで片道50km未満の場合は、車代として3,000円を支給し、旅費は支給しないものとする。
 - (3) 日当（旅行雑費）は、出発地（各都道府県看護協会）から総会会場まで片道50km以上の場合に支給するものとし、旅行中の日数にかかわらず3,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、被表彰者が本会の代議員及び予備代議員等で総会に出席する場合については、この限りではない。

(旅費等の支給時期及び方法)

第8条 旅費及び車代は、総会終了後に各都道府県看護協会を經由して支給する。

(補足)

第9条 この規程に定めのない旅費に関する事項は、旅費規程及び会計処理規則によるものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年11月20日から施行する。
- 1 この規程は、昭和45年12月20日改正
- 1 この規程は、昭和57年11月22日改正
- 1 この規程は、日本看護協会定款変更を施行の日（平成5年8月27日）に改正
- 1 この規程は、平成11年11月20日改正
- 1 この規程は、平成15年12月1日改正
- 1 この規程は、平成19年7月13日改正し、同日施行する。
- 2 別紙1「都道府県看護協会推薦者数」中、上限の2万人以上を4万人以上に変更し、5千人ごとに区分した。
 - 1 この規程は、平成20年7月23日改正し、同日施行する。
 - 2 日本看護協会会長表彰候補者調書に現住所欄と電話番号欄を追加した。
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成27年2月26日改正、平成27年4月1日より施行する。